



国指定文化財建造物を主対象とする用途転用に関する研究

k 97013 伊藤 公美子

I : はじめに

I-1: 研究の背景と目的

近年、文化財の保存・活用に関する議論が高まり、平成8年施行の登録有形文化財も登録数が2000件に迫ろうとしている。その活用に当たっては、文化財としても価値を損なうことのない様に特別に配慮する必要がある。その際、適切な基準ないし考え方が示されることが重要である。本研究では、建設当初の用途とは異なる再利用(異種間転用)がなされた国宝・重要文化財、登録有形文化財を主体に分析し、異種間転用の傾向について分析を行う。

I-2: 研究の方法

本研究での研究方法は以下の通りとする。

- ①「歴史的な転用」について、国宝・重要文化財及び皇居下賜建造物を対象に文献調査、また必要に応じて実測調査を行い、そのデータより建造物の現状を把握し、分析を行う。
- ②「現代的な転用」について、登録有形文化財建造物を主対象に文献調査、また必要に応じて実測調査を行い、そのデータより建造物の現状を把握する。
- ③ 現在行われている「現代的な転用」の事例において、その転用の改造の分類、用途の転用の分類についてそれぞれ項目を設け、割合を算出する。
- ④ ③の数に基づき、建造物の転用の傾向について分析を行う。
- ⑤ 以上、①～④をまとめ、結論とする。

対象を国宝、重要文化財、登録有形文化財及び皇居下賜建造物とし、その中で異種間転用されたものに限定する。本研究における異種間転用とは、建設当初の用途とは異なるものに大きく転用されているもので、例えば国宝の円覚寺舍利殿は、寺院伽藍間の移築、また重要文化財の熊本城宇土櫓は他城郭からの移築というように、転用後の用途が同等なものは、異種間転用には入れない。

II : 「歴史的な異種間転用」について

II-1: 国宝、重要文化財について

国宝、重要文化財は、平成12年7月1日現在で国宝209件(253棟)、重要文化財2191件(3683棟)が指定されている。このような建造物の改造は古くから行われており、社会への貢献の著しい建造物の転用に関する歴史的な事実のうちいくつかの事例を表1に記す。

表1: 歴史的建造物の異種間転用の事例

建造物名	建設年代	転用内容
法隆寺東院伝法堂 : 国宝	天平宝字5年(733) 或いは、天平11年(739)	法隆寺の伝法堂について、「法隆寺東院資財帳」に「橘夫人宅奉納」と記されている。前身建物が復元された結果、伝法堂の前身が邸宅の一室であると考えられている。
唐招提寺講堂 : 国宝	天平宝字4-7年(760-3)	この講堂は、平城京朝堂院の朝集殿の1つ(東朝集殿)を天平宝字4-7年(760-3)頃に移建し、改造したものである。
法界寺阿弥陀堂 : 国宝	弘仁13年	日野資業がその山荘を捨てて寺としたもので、永承年中(1046-52)阿弥陀堂を建立した。
鹿苑寺金閣 : 国宝	応永5年(1398)	もと西園寺公経の山荘であったのを足利義光が譲り受けて北山殿を営み、死後遺言によって寺となった。神殿、会所、泉殿のほか多数の殿舎は、ことごとく他に移建、または荒廃、消失してしまった。
妙心寺小方丈付廊下 : 重要文化財	文明2年(1470)	妙心寺は、花園法皇の離宮花園殿を寺に改め、開山慧玄を開山に請じて、暦応5年(1342)に創立された禅寺で、臨済宗妙心寺派の本山である。小方丈は、新造ではなくて玉鳳院御殿を移築したことが判明されている。
真珠庵通儀院庭玉軒 : 重要文化財	延徳3年(1491)	昭和37年に行われた通儀院屋根葺替工事の際、庭玉軒には前身建物の存在することが判明した。前身建物の年代は明確ではないが、現存の庭玉軒は、ある時期にこの前身建物の改築を通じて成立した茶室であったという事実は名言できる。
丸岡城天守 : 重要文化財	天正4年(1576)	丸岡城は、明治に入り官有となり、県庁にあてられた。が、丸岡県廃止に伴い、民間に売却された。落札後、天守のみは残り、その時の所有者によって町有財産として寄付され今日に至る。
水無瀬神宮灯心亭 : 重要文化財	慶長5年(1600)	後鳥羽上皇の旧離宮跡は水無瀬信成・親成父子に下賜された。境内のほぼ中央にある客殿は、慶長5年(1600)に完成した後鳥羽院御影堂である。
大通寺 : 重要文化財	慶長11年(1606) 明暦3年(1657) 移築	大通寺は、慶長7年(1602)、無礙智山として成立した。もと長浜城内にあったものが、慶長11年(1606)、当地に移されたと伝えられる。本堂(阿弥陀堂)は、もと伏見城の建物で、徳川家康が本願寺教如に送ったものが、明暦3年に移築されたものといわれる。
二条城本丸御殿 : 重要文化財	寛永3年(1626) 弘化4年(1847) 移築	二条城は、寛永3年(1626)に城の拡張とともに殿舎を整備した。現在二条城において本丸御殿と呼ばれている玄閣・御書院・常御殿を中心とする一画は、もと旧桂宮の御殿の主要な部分を弘化4年(1847)に移築したものである。
仁和寺遠郭亭 : 重要文化財	江戸中期	仁和寺は将軍家光の積極的な後援を得て、紫宸殿や清凉殿の下賜を受け、再興が盛大に実現した。

II-2: 皇居下賜建造物の概要とその転用について

皇居下賜建造物とは、皇居の建造物を建替の際に、民間等に下げ払われた建造物の呼称である。明治20年代に建造された皇居の建造物は、昭和初年の建替で不要となり、全国に下げ払われたものがある。その全体像はまだ把握されておらず、現在把握されているものとして、東京都多摩市の桜ヶ丘記念病院旧本館(昭和13年移築)、江戸東京たてもの園ビジターセンター(昭和16年移築)、栃木県那須町的那須町民俗資料館の3棟がある。このうち那須町民俗資料館について実測調査(平成12年7月27日)を行った。皇居下賜建造物の転用の事例を表2に記す。国宝、重要文化財及び皇居下賜建造物に関しては、「歴史的な転用」の視点から分析を行う。

表2: 皇居下賜建造物の異種間転用の事例

建造物名	建設年代	転用内容
桜ヶ丘保養院(現桜ヶ丘記念病院)	明治21年(1888) 建設/昭和13年(1938) 移築	昭和15年(1940)11月、桜ヶ丘保養院(現桜ヶ丘記念病院)が開院された。桜ヶ丘記念病院旧本館は、明治21年(1888)に終了した皇居造営事業によって建てられた侍医寮ならびに大膳寮附立所が払い下げられ、移築された建造物であることが当時の関係書類から判明している。移築後は、元の平面を生かしながら、使いやすいうように改造がなされている。
江戸東京たてもの園・ビジターセンター(旧光華殿)	昭和15年(1940) 建設/昭和16年(1941) 移築	昭和15年(1940)に皇居前広場で行われた紀元2600年記念式典のために仮設された式殿である。昭和16年(1941)に小金井大緑地(現在の小金井公園)に移築された。江戸東京たてもの園の開園にあたり、ビジターセンターとして改修した。旧所在地は、千代田区皇居前広場である。
那須町民俗資料館	建設年代不明/昭和49年移築	那須町民俗資料館は、皇居内の模型資料館を町が払い下げを受け、移築復元したものであり、昭和49年11月1日に町制20周年を記念して開館されたものである。

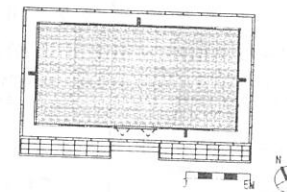


図1: 那須町民俗資料館 平面図

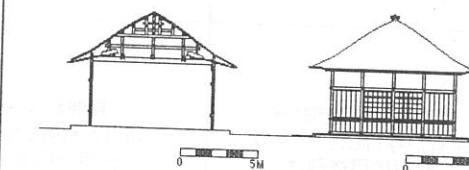


図2: 那須町民俗資料館 断面図及び東立面図



図3: 那須町民俗資料館 正面(南側)写真

II-3: 分析結果

歴史的建造物の転用事例をみると、かつては建造物の転用は当たり前のこととして行われていた。建築という社寺建築などの宗教建築が中心の時代であった。建造物を造ることは、ある種の一大事で記念の意味合いの持つものであったため、現在のように簡単に建造物を不要になったからといって、取り壊すことは考えられなく、建造物の転用は、必要に応じて行われていた。歴史的な転用は、この建造物尊重タイプと身分の高い者から、低い者への払い下げタイプの2タイプに分類することができる。前者は古代より長く行われてきたが、後者は為政者から民間への払い下げが商慣行となる江戸時代以降と考えられる。後者の代表が城郭建築と皇居下賜建造物である。

III: 「現代的な異種間転用」について

III-1: 分析指標の設定

現在、用いられている近代の建造物のフィジカルな保存・再生の手法を大河直躬編「都市の歴史とまちづくり」より表3に示す。

表3: 建造物の保存再生利用の手法

再生	再利用型	保存型	タイプA	現状を維持し、老朽した部分を修理する
		保存・更新型	タイプB	現状を維持しながら、新要求に応じて直す
再開発型	再開発型	更新型	タイプC	外観、構造などを維持し、内部を直す
		全面保存・再開発型	タイプD	主屋などを全面的に保留しながら、開発を行う
		ファサード保存型	タイプE	街路に面する部分を保留しながら、開発を行う
		エレメント保存型	タイプF	特徴のある部分を新しいデザインの中に取込む
再生	再開発型	イメージ保存型	タイプG	建造物の歴史的、或いは街の共通イメージを継承する

次に建造物の用途別分類を表4に記す。

表4: 異種間転用における用途別分類

転用前用途	内容	転用後用途	内容
公共施設	官庁舎・図書館・駅舎など	公共施設	官庁舎・各種公民館・ホールなど
教育施設	学校、研究所など	教育施設	学校、研修施設など
警察施設	警察署など	文化施設	各種資料館、美術館など
商業施設	銀行、事務所、店舗	商業施設	事務所、店舗
住宅	専用住宅	住宅	専用住宅
産業施設	倉庫、工場、発電所、浄水場など	産業施設	倉庫、工場、発電所、浄水場など
宗教施設	各種宗教施設	宗教施設	各種宗教施設
その他	病院、アトリエなど	宿泊施設	旅館、ホテル

以上のA-G及び各種の用途について、登録有形文化財を中心として分析を行う。

III-2: 登録有形文化財について

登録有形文化財は、平成12年10月11日現在1872件が登録されている。このうち、292件の異種間転用事例と、これに異種間転用なされた重要文化財5棟を加えて、分析を行う。そのうちのいくつかの事例を表5に記す。同表の事例選択の基準は、社会性の高い建造物のまちでの役割に着目して取り

指導教員名: 伊藤 洋子教授

あげるものである。

表5：登録有形文化財の異種間転用の事例

建造物名	ローヤル洋菓子店	所有者	民間→民間
所在地	埼玉県本庄市銀座1-5-16	用途	産業施設→商業施設
建設年代	明治27年頃	改造タイプ	C
転用内容	ローヤル洋菓子店の建造物は、かつての本庄商業銀行倉庫を転用した建造物である。店舗内部は、洋菓子店に改造された1階の道路側部分を除いて、すべて煉瓦壁がむき出しとなっており、床もかつては板敷きだったのが、改造の際、1階床は後方部分がはがされてタタキ土間となり、その時に天井から吊るした荷物運搬用の滑車も取り外されている。		
評価	2階建赤煉瓦倉庫だった建造物は、ローヤル洋菓子店により保存され、現在では洋菓子店の店舗兼工場として活用され、広く親しまれている。むしろ、洋菓子店として活用することで、赤煉瓦造りの雰囲気や存在に引き出され、近代化遺産の保存と再生を再興させたものとして非常に優れている。		
建造物名	アンタレススポーツクラブ	所有者	民間→民間
所在地	栃木県足利市田中町906-13	用途	産業施設→商業施設
建設年代	明治36年	改造タイプ	C
転用内容	明治政府の輸出絹織物振興の国策によって設立された足利模範織糸合資会社の洋風工場建築であったものを現在では、スポーツクラブの施設として活用している。工場として使われていたときは、大空間であったが、改造後はそれぞれの用途に合わせた大きさを内部を仕切っている。また、ダンススタジオとエントランスルームを増築している。		
評価	近代化遺産である工場を用いている。文化財というと美術的に優れているものばかり指定されているが、登録文化財には、こうした近代化遺産が含まれている。工場という遺産を活かして、現在のまちの中で、人々の生活の中で活用されている。		
建造物名	篆刻美術館	所有者	民間→公共団体
所在地	茨城県古河市中央町2-4-18	用途	産業施設→文化施設
建設年代	大正9年	改造タイプ	C
転用内容	篆刻美術館は、明治末期頃から酒卸業を営む平野家が、大正9年に建てた石蔵を平成3年に古河市が同美術館として転用したものであり、転用後は表蔵棟と裏蔵棟と新設の付属室からの3棟からなっている。裏蔵棟は、作品展示の他に実習・講演会などに利用できるように工夫されている。付属室には、ミュージアムショップ、休憩・喫茶室なども設けられ、他に野外展示スペースの用意もされている。		
評価	この篆刻美術館の役割は、単に美術館であることに留まらずまちの中心部に位置することから、情報の発信地としての役割を担うことも考えられるし博物館の別館として文化活動のまちなかの核となることも考えられる。大正9年の建造物が市の英断で再び息吹を取り戻し、何年かの命を与えられたのである。		
建造物名	五風荘	所有者	民間→公共団体
所在地	大阪府岸和田市岸城町18-1	用途	住宅→公共施設
建設年代	昭和14年	改造タイプ	B
転用内容	岸和田城の城濠の南郭に構えを見せる五風荘は、旧岸和田城主、岡部氏の新御茶屋の後であり、明治維新後、新進の財閥として名を成した寺田家の一族である寺田利吉氏が、昭和4年から10年の歳月をかけて造った邸宅である。現在では、市がこれを冠婚葬祭の時の会場、茶会などに貸し出す空間として転用されている。		
評価	五風荘は、岸和田城の近くに建ち、まちのランドマークの役割を担っている。その建造物の豪華な空間は、現在では市民の花見の席や茶会の席となり、市民に広く愛されて活用されている。		

Ⅲ-3：分析結果

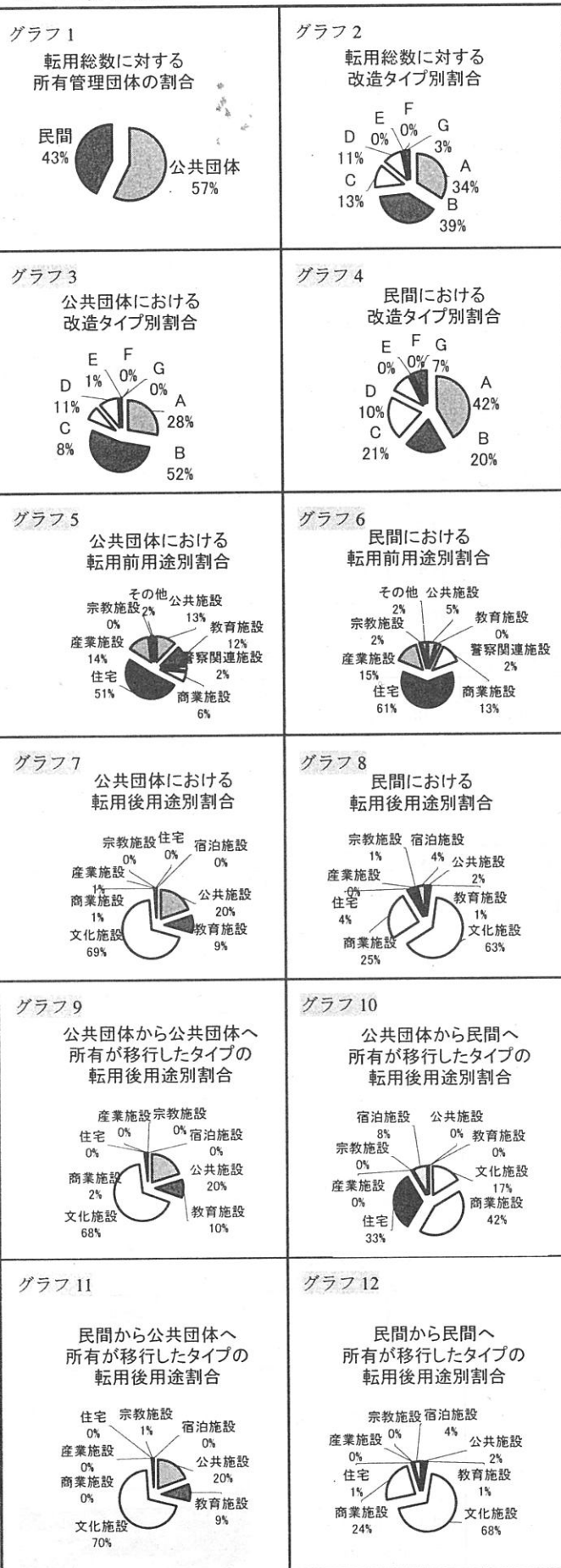


図4：分析グラフ

Ⅲ-3-1：グラフから見られる転用の傾向

グラフ1より、転用されている建造物を所有管理している公共団体・民間の割合は、ほぼ半数となった。歴史的建造物を活用するという行為が、広く一般に普及されていると考えられる。

グラフ5、6より、転用される建造物の用途は公共団体、民間とも住宅が過半数を超えている。その他では、公共団体は、公共施設を民間は商業施設などを用いて転用する傾向がある。

グラフ7、8より、公共団体、民間ともに転用後の用途は圧倒的に文化施設が多い。歴史的建造物の転用後の用途として文化施設となるのが、オーソドックスな手法として普及していると考えられる。

転用に際して所有管理団体が変わるとその転用の内容が変わる。グラフ7～12を分析すると次のように理解できる。所有者が公共団体から公共団体へと移行したものは、元来所有管理する建造物を転用することが多いため、公共施設、教育施設、文化施設がその大半を占める。民間から公共団体に所有が移行したのものに関しても同じ傾向が見られる。

民間から民間へと所有者が移行した場合は、文化施設、商業施設となる割合が高い。公共団体から民間へと所有が移行した場合についても商業施設となるものが圧倒的に多く、また住宅として転用されているものがある。所有者が民間へと移行したものをみると商業施設、住宅、宿泊施設などに転用される傾向が公共団体所有よりも多く見られる。

以上のことから、公共団体の転用は、公共施設、教育施設、文化施設となるものが全体の約98%を占めている。それに対して、民間の転用は、商業施設、宿泊施設のような営利行為のものとなるものが全体の約29%を占めている。

Ⅲ-3-2：転用における改造の傾向

グラフ2より、改造タイプ別の割合をみると、建造物の現状を維持し、老朽した部分を修理する改造が多い。この改造と現状を維持しながら、新要求に応じて直す改造が全体の過半数を占めているので、大規模な改造はほとんど行われずに転用されている。あくまでも建造物そのものの古い佇まいの魅力を最大限に活かすことを基本とし、たとえ活用のために必要な改造や整備があったとしても建造物そのものの価値を損なうことのないよう控えめに留められていると考えられる。

グラフ3、4より、公共団体における改造タイプ別割合をみると、建造物の現状を維持しながら、新要求に応じて直す改造が多い。公共団体の転用の場合、建造物の保存を第一としているものが多く、そのため建造物にはほとんど改造は行われていない。しかし、建造物に対しては、現代的な設備（空調機、トイレなど）を新たに付けているためこのタイプに分類される。

民間における改造タイプ別割合をみると外観、構造などを維持し、内部を直す改造が公共団体と比較して多い。民間の転用は、商業施設、宿泊施設、住宅など実生活に関連するものへと転用されているので、比較的内部について大規模な改

造が行われているため、このタイプに分類することができる。

Ⅳ：結論

Ⅳ-1：「歴史的な転用」に関するまとめ

歴史的な転用は、建造物尊重タイプと身分の高い者から低い者への払い下げタイプの2タイプに分類することができる。

Ⅳ-2：「現代的な転用」に関するまとめ

歴史的建造物を転用しているのは、公共団体、民間の割合はほぼ半数となり、建造物の転用の行為が広く一般に普及している。

公共団体、民間ともに転用後の用途は、文化施設になる傾向が高く、転用の際の改造は基本的に現状の建造物を尊重しながら行われている。が、転用に際して所有管理団体が変わるとその転用の内容が変わる。公共団体は、改造は最小に行い、転用後は、文化施設、公共施設、教育施設となる。それに対して民間は、改造を大きく行い、商業施設、宿泊施設のような「営利的行為」が含まれる転用が行われる傾向がある。

Ⅳ-3：「歴史的な転用」と「現代的な転用」の相違点

「歴史的な転用」は、「必要に応じて」「記念の意味合いを含む」転用といえる。それに対して、「現代的な転用」は、「いかに活用するか」「営利的行為を含む」転用が行われている。

Ⅴ：おわりに

登録有形文化財は、重要文化財指定のものより改造に対する規制が遥かに緩く、通りなどから見える外観も1/4以内ならば、届出さえすれば改造も可能であり、内部の改造に至っては自由なのである。つまり、登録有形文化財は、「再生」の可能性を組み込んだ保存制度といえる。しかし、文献調査、聞き取り調査を行っていて、関係者の方の「登録文化財であるから、改造は行えない」という言葉が頻りに聞かれた。歴史的建造物の転用は、普及してきてはいるが、「文化財になると改造が行えない」という考えが深く根付いているため、転用の用途が文化施設にするなど一偏化する傾向がある。また、今回分析対象となった登録文化財建造物は、指定される以前に異種間転用されていたもので、指定後に転用されたものはなかった。

登録文化財に指定される建造物は、今後も増えていく。文化施設などのように受動的な転用、商業施設のような積極的な転用どちらも有効な方法である。が、増えてゆくストックを受動的に転用するには限度がある。そのとき歴史的建造物のストックを文化財指定後の改造を含めて、どのように現代のまちのなかで活かしてゆくかが重要な問題となってくる。

参考文献

- ・大河直躬編「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり」1997 学芸出版社
- ・大河直躬編「都市の歴史とまちづくり」1995 学芸出版社
- ・清水真一、養田ひろ子、三船泰道、大和智編「歴史ある建物の活かし方」1999 学芸出版社